

未来へつなぐ遺言書のバトン

第3号

—「訳あり」な相続こそ、公正証書遺言で対策を編—

お気持ちには分かりませんが無理にゼロにすると後で奥様が訴えられる危険が…

日本経営に相談

単刀直入に言うとお前妻との子には遺産を1円も渡したくないんだ

私ももう70歳…そろそろ終活を考えたきやならんか…

それでねー

うん

私たち夫婦は再婚同士前妻との間には長年疎遠の息子がいる

このような場合お子様にお気持ちを伝えることが重要ですよ！

公正証書遺言

遺留分はなくせませんが公正証書遺言で守りを守ることは可能です

そんな…!! 遺言を書いても無駄なのか!?

遺留分



お子さんには法律で『遺留分(最低限の相続分)』が保証されています

複雑なご事情もまずは無料相談へ

公正役場

トラブルの火種を消すことはできないかもしれないがこれで妻を守る準備ができた…!

遺留分侵害額を請求された場合に備え現金を準備しておくなどの対策も行いましょう

カキカキ

遺言の『付言事項(手紙)』に想いを記すことでトラブル回避につながることもあります

ご家族への「想い」を、確かな「形」にしませんか。相続は、残されたご家族にとって大きな出来事です。遺言書は、家族間の争いを防ぎ、あなたの想いを明確に伝えるための重要な手段です。大切な家族を守り、円満な相続を実現するため、私たち専門家と一緒に「公正証書遺言」を作成しませんか。早めに準備を始めることで、あなたの気持ちが整理され、安心感へとつながります。まずは、お気軽にご相談ください。

日本経営グループ

税理士法人日本経営 | 行政書士法人日本経営

06-6865-3020
大阪府豊中市寺内2-4-1 緑地駅ビル6階

Contact

